平成30年度小-中学校教育課程研究協議会

音楽 (小)



福島県教育委員会

音楽科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や 社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成すること を目指す。

- (1)曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2)音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3)音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

音楽科改訂の趣旨

- (1) 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み 出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、 内容の改善を図る。
- (2) 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の 音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- (3) 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、 和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

改訂の要点①

(1) 目標の改善

① 育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定。この資質・能力を育成するに当たり、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習に取り組めるようにする事が大切である。なお、「音楽的な見方・考え方」とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」である。②教科の目標と構造を合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

(2) 内容構成の改善

現行と同様に、「A表現」(「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野)、「B鑑賞」の二領域及び〔共通事項〕で構成した。「A表現」、「B鑑賞」に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に再整理して示した。

改訂の要点②

- (3) 学習内容・学習指導の改善・充実
 - ①「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化 「知識」に関する指導内容では、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することに 関する内容を2領域3分野ごとに事項として示した。
 - ②〔共通事項〕の指導内容の改善 従前の趣旨を踏まえながら、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」の能力とし、 イの事項を「知識」に関する資質・能力とした。
 - ③ 言語活動の充実 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションをはかり、言語活動を適切に位置付けた。
 - ④「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実 これまで第5・6学年において取り上げるべき旋律楽器として例示していた和楽器 を第 3・4学年にも新たに位置付けた。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント①(注1)

- (1)「活動と学びの関係性」の実現に向けて
 - 主体的・対話的で深い学びの授業=活動をとおして何が身につくか
- (2) 主体的な学びの視点から
 - 〇 音楽によって喚起されるイメージや感情を自覚させることで、表したい音楽表現や音楽のよさや美しさなどを見いだすことに関する見通しを持つことにつながる。
 - イメージや感情の働きを振り返り、音や音楽が自分の感情および人間の感情にどのように影響を及ぼしたのかを考える。
 - →学んだことの意味や価値の自覚
 - →音や音楽を生活に生かそうとする態度の育成

次の学びへ

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント②

- (3)対話的な学びの視点から
 - 一人ひとりが音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽表現をしたり、 音楽を聴いたりする過程において、**互いに気づいたことや感じたことに ついて言葉や音楽で伝え合ったり、音楽的な特徴について共有し、共 感したりする**活動。
 - 客観的な根拠を基に、他者と交流し、自分なりの考えをもったり、音楽に対する価値意識を更新したり広げたりしていく過程に意味がある。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント③

(4)深い学びの視点から

- 児童が音や音楽と出会う場面を大切にし、一人ひとりが音楽的な見 方・考え方を働かせて、音楽と主体的・対話的で深い学びに関わるこ とができるようにする。
- 音楽の構造と曲想の関わり、音楽の文化的・歴史的背景と曲想との 関わりや表現方法、音楽様式や伝承方法の多様性などの音楽文化に ついての理解。
- 楽曲の特徴や演奏のよさや美しさ、自分や社会にとっての音楽の意味や価値は何かなどの価値判断。

移行期間における教育課程の特例及び留意点(注2)

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にこだわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

特に注視したい点①

〈新学習指導要領における新出事項〉

〇 音楽科の内容

教科の目標と学年の目標、及び内容の構成を一つの対照表とした。 「三つの柱」と各目標の関連が連携されている。

特に注視したい点②

〇「音楽づくり」の事項

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の視点にあわせて事項を整理した。現行ではアとイの2事項であったものが、ア、イ、ウの3事項となった。

〇 内容の取り扱い

〔共通事項〕に示すイ音楽の仕組みの「問いと答え」を「呼びかけと答え」に変更。 また、音楽を特徴付けている要素の「和声の響き」を「和音の響き」に変更。

(注1) 主体的・対話的で深い学びについては、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導 要領等の改善及び必要な方策等について(中央教育審議会 平成28年12月21日答申)」も参考とした。